

令和 2 年 8 月 18 日  
総務部 契約管財課

## 工事請負契約における前払金限度額の引上げについて

文京区では、元請建設業者の資金調達の円滑化及び工事の適正な履行の確保を図るため、工事請負契約における前払金限度額について引き上げを行います。

### 1 引上げ額について

工事請負契約の前払金の限度額を、現行の 2 億円から 4 億円 とします。

### 2 実施時期

令和 2 年 10 月 1 日以降に締結する工事請負契約案件について適用します。

なお、令和 2 年 9 月 30 日以前に締結した工事請負契約については、従前どおりとなります。ただし、令和 2 年 9 月 30 日以前に入札した案件のうち、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により文京区議会の議決を要する案件で、令和 2 年 10 月 1 日以降に議決をされ、本契約となった案件については、引上げの対象となります。

### 3 その他

工事請負契約における前払金の割合（4 割）並びに工事に係る設計等の委託契約における前払金の割合（3 割）及び限度額（5 千万円）については変更ありません。

<問合せ先> 契約管財課契約係 電話（5803）1150